

佐賀県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年三月五日から平成二十二年四月五日まで佐賀県交通政策部道路課、唐津土木事務所及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 伊万里畑川 内蔵木線	伊万里市大川町立川字穴	唐津市相知町山下字麦	後	八〇・一 七・二	一、一四二・八
	嶽四八番地先から	野五〇一番二地先まで	前	一四・二 五・〇	一、一三三二・四